

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

### 太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について

日頃から、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本件については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で合意された太平洋クロマグロの保存管理措置について、我が国においても遵守・徹底を図る観点から、平成29年1月4日付け28水管第1845号水産庁資源管理部長通知を発出したところですが、沿岸漁業の第3管理期間の開始に当たり、これまでの漁獲及び管理の状況に応じた検討結果を踏まえ、第3管理期間の管理方針を下記のとおり改正します。

については、貴都道府県（別記2あての際は貴団体）の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知及び指導方をよろしく願います。

なお、今回、都道府県別に示した漁獲上限の数量は、第2管理期間に生じた漁獲量超過分を差し引く前のものです。差し引く量が確定次第、下記のⅡの3の規定に基づき、大中型まき網漁業における小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替に伴う変更とあわせて、再度改正を行うこととしておりますので、御了知願います。

### 記

#### I 管理目標等について

WCPFCの保存管理措置に基づき、現在（2014（平成26）年）の親魚資源量を2024（平成36）年までに少なくとも60%以上の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とします。

#### Ⅱ 漁獲上限について

1 WCPFCの保存管理措置に基づき、我が国の30キログラム未満の小型魚の漁獲量については、2002（平成14）年から2004（平成16）年までの我が国の年間平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。また、30キログラム以上の大型魚の漁獲量については、2002（平成14）年から2004（平成16）年までの年間平均漁獲実績4,882トンを漁獲上限とします。

2 小型魚の漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

（1）大中型まき網漁業 2,000トン、

（2）その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置網、近海竿釣り漁業等）2,007トン

①沿岸漁業 1,901トン

②近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、近海はえ縄漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業） 106 トン

3 なお、VIIに記載するWCPFCの決定に基づく小型魚漁獲上限から大型魚漁獲上限への振り替えがまとまった場合には、上記1及び2の漁獲上限を変更します。また、第2管理期間における小型魚の上限の超過量については、平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知のVの規定に従って第3管理期間の漁獲上限から差し引くこととし、第2管理期間の漁獲実績が確定次第、速やかに改正します。

このほか、くろまぐろは、全国の沿岸域において、様々な漁法・漁期により漁獲され、年により来遊状況に偏りがあることを踏まえ、来遊状況の偏りを、異なる地域や漁業種類の漁業者間で一定程度吸収することができるよう管理することが望ましいことから、地域間、漁業種類間の漁獲上限の融通について調整が整った場合には、当該融通を反映するための改正を行います。

### III 各漁業の管理手法について

#### 1 沿岸漁業

(1) 都道府県別管理を基本とし、定置網については共同管理を継続するとともに、都道府県別の漁獲上限が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理による対応を行います。

(2) 沿岸漁業の第3管理期間は2017（平成29）年7月1日から2018（平成30）年6月30日までとします。

(3) 第3管理期間の小型魚の都道府県別・管理種類別の漁獲上限は次のとおりとします。

都道府県名	数量	漁船漁業等の広域管理	定置網の共同管理
北海道	113.0トン	岩手県 0.1トン	北海道 58.5トン
青森県	256.3トン	宮城県 1.5トン	青森県 140.3トン
岩手県	68.5トン	新潟県 1.1トン	岩手県 68.4トン
宮城県	52.9トン	富山県 2.6トン	宮城県 51.4トン
福島県	7.9トン	福井県 1トン	秋田県 10.1トン
茨城県	18.9トン	愛知県 0.1トン	山形県 0.2トン
秋田県	21.5トン	大阪府 0.1トン	千葉県 11.5トン
山形県	8.8トン	岡山県 0.1トン	神奈川県 21.1トン
新潟県	55.5トン	広島県 0.1トン	新潟県 54.4トン
富山県	86.3トン	香川県 0.1トン	富山県 83.7トン
石川県	65.8トン	佐賀県 1トン	石川県 60.5トン
千葉県	51.5トン	大分県 0.6トン	福井県 20.9トン
東京都	9.6トン	沖縄県 0.1トン	静岡県 6トン
		合計 8.5トン	三重県 5.7トン

神奈川県	32.9トン	京都府 19.6トン 兵庫県 0.4トン 和歌山県 9.1トン 佐賀県 0.1トン 長崎県 33.0トン 鹿児島県 6.1トン 合計 661.0トン
静岡県	24.2トン	
愛知県	0.1トン	
三重県	23.4トン	
和歌山県	23.0トン	
大阪府	0.1トン	
兵庫県	2.3トン	
岡山県	0.1トン	
広島県	0.1トン	
山口県	85.1トン	
香川県	0.1トン	
徳島県	7.8トン	
愛媛県	7.2トン	
高知県	64.7トン	
大分県	0.6トン	
宮崎県	14.7トン	
福井県	21.9トン	
京都府	20.6トン	
鳥取県	1.7トン	
島根県	73.0トン	
福岡県	7.0トン	
長崎県	645.2トン	
佐賀県	1.1トン	
熊本県	1.7トン	
鹿児島県	10.1トン	
沖縄県	0.1トン	

(注1)このほか水産庁留保分は 15.7トン。

(注2)第2管理期間に超過した都道府県は、Ⅱの3に基づき、差し引く量が確定次第、数量の改定を行います。

#### (4) 漁獲モニタリング

ア 漁獲モニタリングについては、各都道府県は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合（以下「漁協」という）分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセ

ンターに報告願います。

- イ 報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とします。漁獲が積み上がった場合の頻度は都道府県計画の第5に定める報告体制により行うとともに、報告にあたっては改善されたシステムを活用しできる限り迅速に行うよう心がけてください。
- ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、定置網の共同管理及びブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

#### (5) 警報及び操業自粛要請について

- ア 水産庁は、タイムラグを考慮しつつ、漁船漁業等の広域管理及び定置網の共同管理で小型魚の漁獲量が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「操業自粛要請」を関係する都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方をよろしくお願ひします。
- イ 各都道府県は、タイムラグを考慮しつつ、都道府県別の数量等の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「操業自粛要請」等を管下の漁業者団体及び漁業関係者に対して発出し、自都道府県の数量を超えないよう管理に取り組んでください。
- ウ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は水産庁ホームページに掲載し、イの警報等は各都道府県ホームページに掲載し、プレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

## 2 大中型まき網漁業

- (1) 大中型まき網漁業の小型魚の漁獲上限は2,000トンとなっており、一般社団法人全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。
- (2) 漁獲モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンター及び一般社団法人全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を随時確認します。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について、水産庁ホームページに掲載します。

## 3 近海竿釣り漁業等

- (1) 近海竿釣り漁業（指定漁業）、近海はえ縄漁業（指定漁業）、東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）及びかじき等流し網漁業（届出漁業）の小型魚の漁獲上限は合計で106トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。
- (2) 漁獲モニタリングについては、小型魚・大型魚ともに
  - ① 近海竿釣り漁業及び近海はえ縄漁業は、漁獲成績報告書により農林水産大

臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて速報値を集計します。

- ② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告します（報告様式は別途通知。）。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックするとともに、水産庁ホームページに漁獲状況を掲載します。

#### Ⅳ 遊漁における資源管理の取組について

遊漁における資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととします。具体的には水産庁において漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えて頂くよう「理解と協力」を求めます。また、遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が必ずしも明らかでないことから、都道府県や釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて呼びかけを行います。

#### Ⅴ 漁獲上限を超えた場合について

WCPFCの保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

#### Ⅵ くろまぐろ型TAC試行の着実な実施と本格実施に向けて

- 1 これまでの第1、第2管理期間を通じた漁獲管理の課題としては、
  - (1) 国際約束である漁獲上限等の遵守が必須なことに加え、今後資源評価の結果により漁獲上限等が見直される可能性があることを前提に国内管理を徹底する必要があること、
  - (2) 太平洋クロマグロは多くの漁法で漁獲され漁場の偏りも大きい中で、関係者間の公平性・透明性を確保し迅速かつ確実な漁獲量の把握が必要であること、などがあげられます。また、第2管理期間では、一部の県において、広域漁業調整委員会指示に基づく承認を得ずに操業するなど資源管理の徹底がなされていないケースや漁獲モニタリング体制における管下の漁協から都道府県への漁獲量報告が確実になされていないケースが発生しています。
- 2 このような状況に鑑み、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくため、2017（平成29）年4月に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正を行い、太平洋クロマグロをTAC（漁獲可能量）制度の対象に追加しました。第4管理期間が始まる平成30年からのTAC管理開始を目指し、国の

基本計画等の作成手続きを進めます。

## Ⅶ 国際的な管理への対応について

2016（平成28）年12月に開催されたWCPFC年次会合において、2030（平成42）年までの次期中間目標を2017（平成29）年の北小委員会で作成すること、そのために必要となる科学的な検討を行い、その結果を議論するための関係者会合を2017（平成29）年度当初に日本で開催することが決定されました。

これに加え、WCPFCから北小委員会に対し、2017（平成29）年の年次会合での採択を目指して、

- （1）遅くとも2034（平成46）年までに初期資源量(注)の20%まで資源を回復させる保存管理措置
- （2）「緊急ルール」（加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置）

を策定すべきとの示唆を十分に考慮するよう要請がありました。

（注）初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつて、それだけの資源があったということを意味するものではない。

また、太平洋クロマグロの漁業構造は未だ小型魚の漁獲が主体となっており、今後、親魚資源量の回復時にこれに応じた我が国の漁獲可能量の増大を目指すためには、大型魚の漁獲割合が増えるよう検討していく必要があります。さらに、WCPFCの決定に基づき、本年より小型魚漁獲上限から大型魚漁獲上限への振り替えが可能となりました。

これらについても、国の水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、我が国としての検討を進めます。